

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例(平成25年12月24日京都市条例第70号)(行財政局人事部人事課)

市長の附属機関として新たに京都市観光振興審議会を設置し、必要事項を定める必要があるため、次のとおり改正することとしました。

別表1京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会の項の次に、京都市観光振興審議会の項を追加し、その担任する事務並びに委員の定数及び任期を次のとおり定めました。

名 称	担 任 す る 事 務	委員の定数	委員の任期
京都市観光振興審議会	観光の振興に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	30人以内	1年

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成 25 年 12 月 24 日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 70 号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表 1 京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会の項を次のように改める。

京都市上下水道局水道施設整備費国庫補助事業に係る事前評価第三者委員会	水道施設整備費に係る国庫補助事業に関し京都市上下水道局公共事業庁内評価委員会が実施する事前評価の方法，結果及び対応方針に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議すること。	5 人以内	1 年
京都市観光振興審議会	観光の振興に関する事項について，市長の諮問に応じ，調査し，及び審議すること。	30 人以内	1 年

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)